

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能に関する検査等実施要領の制定について

(平成22年7月14日)

(栢生環第455号ほか)

この度、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の改正に伴い、認知機能に関する検査（第4条の3）、行政調査に関する規定（第12条の3及び第13条の2）、調査を行う間における銃砲又は刀剣類の保管に関する規定（第11条の2及び第13条の3）及び都道府県公安委員会に対する申出制度に関する規定（第29条）について、効果的な運用を図るため、新たに、「銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能に関する検査等実施要領」を別添のとおり制定したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく認知機能に関する検査等実施要領

第1 認知機能に関する検査（法第4条の3）

1 検査の概要

(1) 検査の対象者

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3の規定による認知機能に関する検査（以下「検査」という。）を受ける必要がある者は、法第4条の規定による銃砲刀剣類の所持許可を受けようとする者（以下「所持許可申請者」という。）で、許可申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者である。

また、法第4条の3の規定は、法第7条の3第3項で許可の更新について準用されていることから、法第7条の3第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）で、当該許可の有効期間が満了する日における年齢が75歳以上の者も検査を受ける必要がある。

なお、所持の許可の有効期限が満了する日の異なる猟銃又は空気銃を複数丁所持している者については、更新ごとに検査を受ける必要がある。

(2) 検査の方法及び検査結果の基準

ア 検査の方法

検査は、次の方法により行うこととする（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「規則」という。）第14条）。

- (ア) 検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること（以下「時間の見当識」という。）。
- (イ) 16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後にその名称を記述させること（以下「手がかり再生」という。）。
- (ウ) 時計の文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること（以下「時計描画」という。）。

イ 基準該当者を判定するための基準

基準該当者を判定するための基準は、次の数式により算出した数値が49未満であることとする（規則第15条）。

$$1. 15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 時間の見当識により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

- 1 検査を行った時の年が記述されている場合には、5
- 2 検査を行った時の月が記述されている場合には、4
- 3 検査を行った時の日が記述されている場合には、3
- 4 検査を行った時の曜日が記述されている場合には、2
- 5 記述された時刻と検査を行った時の時刻との差に相当する分数が30未満の場合には、1

B 手がかり再生により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

- 1 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に2を乗じて得た数値
- 2 一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかった物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に1を乗じて得た数値

C 時計描画により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

- 1 1から12までの数字が描かれている場合には、1（1から12までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）
- 2 数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、1
- 3 1から12までの各々の数字について、その描かれている位置が正しい場合には、1

- 4 2つの針が描かれている場合には、1
- 5 指示された時が表示されている場合には、1
- 6 指示された分が表示されている場合には、1
- 7 指示された時及び分が表示されている場合であって、時針が分針よりも短く描かれているときには、1

ウ 検査の実施時期等

(7) 所持許可申請者については、許可申請書を受理した後に検査を実施すること。また、更新申請者に対する検査は、当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間に行うこと（規則第16条第1項）。

なお、更新申請者については、許可更新申請書を受理する際に検査を実施することを原則とするが、事前に連絡を取った上で日時を指定し、一定の人数を集めて検査を実施することもできる。

(i) 次に掲げる者から、それぞれに定める期間内に道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能に関する検査を受けたとして、そのことを証明する書類の提示があった場合は、検査を受けたものとみなすこととする（規則第16条第2項）。

a 所持許可申請者

当該許可に係る銃砲所持許可申請書を提出した日以後

b 更新申請者

当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間

エ 検査の実施者及び実施場所

検査は、警察署において銃砲刀剣類の所持の許可事務を担当する警察職員のうち、検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を受けた者が実施する。検査は、医療に関する資格や専門の知識を備えていない者が実施することを前提として、記憶力、判断力等の認知機能の低下の状況を見分けるための簡易な検査として作成されたものであるから、警察職員が実施しても信頼性に欠けるものではない。

また、検査は、警察署内の適宜の場所において実施することを原則とする。警察署内において検査場所が確保できないなどの事情がある場合には、警察署以外の場所において実施することも可能であるが、検査対象となる者は高齢者であることから、いずれの場合においても、静かで落ち着いて受験できる場所を選定すること。

オ 検査等の実施要領

検査及びその結果の通知については、別に定める「認知機能検査実施要領」により実施すること。

(3) 受診等命令

ア 受診等命令

栃木県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、基準該当者に対しては、公安委員会が指定する医師（以下「指定医」という。）の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずること（以下「受診等命令」という。）をすることができる。この場合、公安委員会は、受診等命令をすることができるのであって、必ずしも受診等命令をしなければならないものではなく、申請書に添付された診断書等から判断して認知症に該当することが明白であるとき、認知症以外の欠格事由に該当し許可等がさなれていないことが明白であるとき等においては、受診等命令をする必要はない。

なお、受診等命令は、申請者に対する処分にあたるが、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章までの規定は適用されない。

イ 受診等命令の方法

受診等命令は、通知の確実性及び後日の紛議防止の観点から、名宛人に対して受診等命令書（別記様式第1号）により通知すること。

なお、書面による通知を行うことから、相手方に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条に規定する不服申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭37年法律第139号）第46条に規定する取消訴訟の提起に関する教示が必要となる。

ウ 指定医の指定の基準

指定医は、日本老年精神医学会、日本認知症学会に所属する等、認知症に関し専門性を有する医師から選考し、公安委員会の指定を受けること。

なお、法第12条の3の規定により指定する医師のうち、診断の対象者が認知症であるかどうかを診断する医師については、できる限り重複して法第4条の3第2項の規定による指定も行うこと。

指定を受けた医師に対しては、指定書（別記様式第2号）を交付すること。

エ 医師の事前承諾

指定医の指定に当たっては、その前提として、指定を受ける医師の個別の承諾を受けること。また、指定医に対しては、受診命令の対象となる者、受診命令簿に係る手続等についてあらかじめ十分な説明を行うこと。

オ 受診等命令に係る診断書

指定医による診断結果を記載する診断書は、別記様式第3号を使用すること。

受診等命令に要する費用

指定医の診断に要する費用は、診断を受ける申請者が自ら負担するものとする。

キ 受診等命令書の作成要領

(7) 文書番号の取得

受診等命令書の文書番号は、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）で保管する銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3に基づく受診等命令書配付管理簿（別記様式第4号）の一連番号とする。

(i) 作成

a 受診等命令は、公安委員会の権限であるが、警察署長専決となっていることから、警察署における受診等命令書の作成担当者は、受診等命令書の副本により決裁を受けた後、原本を作成すること。副本は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3に基づく受診等命令管理簿（別記様式第5号）の番号順に保管すること。

なお、受診等命令書を誤記した場合についても廃棄することなく、誤記のまま上記管理簿に編綴すること。

b 受診等命令書の「受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地」欄には、公安委員会告示により公示されたすべての医師について記載することとし、報告の期限は、指定医や報告を行う者の予定等を聴取した上で合理的に設定し、時限を限って期限を付する必要がある場合を除き時刻まで示す必要はない。

(ii) 契印

受診等命令書の原本と副本に契印をすること。

ク 進行状況の管理

警察署において受診等命令書を発出する場合は、前記受診等命令管理簿（別記様式第5号）に必要事項を記載の上、進行状況の管理を行うこと。

ケ 受診等命令書の保管、管理

交付前の受診等命令書の保管、管理は、生活安全企画課においては、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）から保管、管理を命じられた課長補佐が、警察署においては、生活安全課長又は銃砲許可業務担当者のうち警部補（同相当職）以上の者が行うこと。ただし、必要により生活安全企画課長又は警察署長は、上記以外の者を指定し、保管させることができる。

2 運用上の留意事項

(1) 検査の実施に関する留意事項

ア 検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙は、銃砲刀剣類許可台帳に

編綴した上で保存し、その保存期間は3年間とすること。

イ 検査結果を通知する書面の副本は、認知機能検査結果通知簿を新たに作成し編綴した上で、その保存期間は3年間とすること。

(2) 受診等命令に関する留意事項

ア 申請者が認知症であるかどうかについては、指定医の診断書等に基づき慎重に検討すること。

イ 申請者が検査を受けず、又は受診等命令に応じなかった場合には、許可又は更新をしてはならない（法第5条第2項）。

第2 行政調査

1 報告徴収等（法第12条の3）

(1) 解釈

ア 銃砲刀剣類の許可所持者や年少射撃資格者が、法第12条の3の規定による報告徴収又は受診命令（以下、それぞれ「報告徴収」及び「受診命令」という。）に応じない場合には、許可取消処分（法第11条第1項第1号に該当）や認定取消処分（法第11条の3第2項に該当）の対象となる。

イ 法第12条の3の規定による受診命令の対象となる者は、法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当しているかどうか、すなわち、

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) (ア)から(ウ)までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(オ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者

(カ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(キ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（上記(ア)から(カ)までに該当する者を除く。）

に該当しているかどうかを調査する必要がある者である。

ウ 受診命令において、指定医は、欠格事由該当性の判断に関し、特に専門的な知識及び技能を有するものであることを前提としていることから、法第5条第1項第3号から第5号までに規定する者に該当する疑いがある旨の診断は行わず、その該当の有無について診断することとなる。

なお、上記のとおり専門家である指定医による診断がある場合には、その事実の有無について相手方の意見を聞く実益に乏しいと考えられることから、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は適用されない。（法第12条の2）

また、報告徴収及び受診命令は、行政手続法第3条第1項第14号に該当するため、同法第2章から第4章までの規定は適用されない。

(2) 運用上の留意事項

ア 書面による報告徴収等の実施

報告徴収及び受診命令の実施に際しては、確実性及び正確性を期すため、報告徴収は報告徴収書（別記様式第6号）、受診命令は受診等命令書（別記様式第7号）により行うこと。

なお、上記受診等命令書の発出に際しては、前記第1の1(3)イで指定した受診等命令書と混同しないよう十分留意すること。

また、これらの実施に際しては、行政不服審査法第57条に規定する不服申立てに関する手続及び行政事件訴訟法第46条に規定する取消訴訟に関する手続について教示すること。

イ 指定医の指定の基準

指定医は、前記第2の1(1)イ(ア)、(イ)、(エ)、(カ)及び(キ)にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定されている医師のうちから、前記第2の1(1)イ(ウ)にあっては日本てんかん学会の認定医又はこれに準ずる医師（日本てんかん学会において5年以上正会員となっている者）のうちから、前記第2の1(1)イ(カ)にあっては、日本老年精神医学会、日本認知症学会の専門医のうちからそれぞれ選考し、公安委員会の指定を受けること。

指定を受けた医師に対しては、指定書を交付すること。

ウ 受診命令に係る診断書

指定医による診断結果を記載する診断書は、別記様式3を使用すること。

エ 報告徴収等に要する費用

報告徴収及び受診命令に伴う指定医の診断に要する費用は、銃砲刀剣類の許可所持者等が法により負う義務の履行に必要な経費であるため、名あて人にすべて負担させること。

オ 報告徴収書等の作成要領

(ア) 文書番号の取得

- a 報告徴収書の文書番号は、生活安全企画課で保管する報告徴収書配付管理簿（別記様式第8号）の一連番号とする。

b 受診等命令書の文書番号は、生活環境課で保管する銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3に基づく受診等命令書配付管理簿（別記様式第9号）の一連番号とする。

(イ) 作成

a 報告徴収又は受診命令は、公安委員会の権限であるが、警察署長専決となっていることから、警察署における報告徴収書又は受診等命令書の作成担当者は、それぞれの副本により決裁を受けた後、原本を作成すること。報告徴収書の副本は、報告徴収管理簿（別記様式第10号）に、受診等命令書は銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3に基づく受診命令管理簿（別記様式第11号）の番号順に保管すること。

なお、誤記した場合についても廃棄することなく、それぞれの管理簿に編綴すること。

b 報告徴収書の作成に当たっては、報告の期限は報告を行う者の予定を聴取した上で、合理的に設定し、時刻を限って期限を付する必要がある場合を除き時刻まで示す必要はない。

c 受診等命令書の作成に当たっては、「受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地」欄に、受診を命ずる理由欄に記載の病気等の診断に係る医師として公安委員会告示により公示されたすべての医師について記載すること。

また、報告の期限は、指定医や報告を行う者の予定等を聴取した上で、合理的に設定し、時限を限って期限を付する必要がある場合を除き時刻まで示す必要はない。

(ウ) 契印

報告徴収書及び受診等命令書の原本と副本は契印をすること。

カ 進行状況の管理

(ア) 警察署において報告徴収書を発出する場合は、前記報告徴収管理簿（別記様式第10号）に必要事項を記載の上、進行状況の管理を行うこと。

(イ) 警察署において受診等命令書を発出する場合は、前記受診命令管理簿（別記様式第11号）に必要事項を記載の上、進行状況の管理を行うこと。

キ 報告徴収書等の保管、管理

報告徴収書及び受診等命令書の保管は、第1の1(3)クに準じて行うこと。

2 公務所等への照会（法第13条の2）

(1) 解釈

ア 法第13条の2の規定による照会（以下「照会」という。）を受けた者は、これに回答する義務がある。

イ 法第13条の2中の「公私の団体」には、病院、申請者の勤務先等が、同条中の「その他の関係者」には、銃砲刀剣類の所持許可等の申請者の親族、同居者、近隣居住者、病院等に属さない医師等が含まれる。

(2) 運用上の留意事項

照会を書面により行うときは、規則第96条に基づく別記様式第78号の銃砲刀剣類関係事項照会書（以下「照会書」という。）を用いて行うこと。ただし、照会の相手方が電話等の口頭による照会に応じる場合には、この様式を用いることを要しない。

(3) 照会書の作成要領

ア 文書番号の取得

照会書の文書番号は、生活安全企画課で保管する銃砲刀剣類関係事項照会書配付管理簿（別記様式第12号）の一連番号とする。

イ 作成

本照会は、公安委員会の権限であるが、警察署長専決となっていることから、警察署における照会書の作成担当者は、照会書の副本により決裁を受けた後、原本を作成すること。副本は、銃砲刀剣類関係事項照会管理簿（別記様式第13号）の番号順に保管すること。

なお、誤記した場合についても、廃棄することなく、誤記のまま上記管理簿に編綴すること。

ウ 契印

照会書の原本と副本は契印をすること。

(4) 進行状況の管理

警察署において照会書を発出する場合は、前記銃砲刀剣類関係事項照会管理簿（別記様式第13号）に必要事項を記載の上、進行状況の管理を行うこと。

(5) 照会書の保管、管理

照会書の保管は、第1の1(3)クに準じて行うこと。

(6) 回答書の受理、保管及び管理

照会先から文書で回答を得た警察署は、前記銃砲刀剣類関係事項照会管理簿（別記様式第13号）に必要事項を記録するほか、回答書の写しを当該照会書の副本と共に編綴すること。この場合、回答書が多数枚にわたるときは、回答があったことを示す部分（通常は1枚目）のみの写しを作成し、保管することができる。

併せて警察署は、生活安全企画課に回答結果を連絡するとともに、生活安全企画課は連絡を受けた必要事項を前記銃砲刀剣類関係事項照会書配付管理

簿（別記様式第12号）に記録すること。

第3 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管（法第13条の3）

1 解釈

- (1) 法第13条の3第1項の規定による提出命令（以下「提出命令」という。）の要件は、
- ア 許可所持者が人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をしたこと
 - イ アの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、当該所持許可者が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当する疑いがあると認められる場合において、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて、受診命令、照会その他の方法による調査を行う必要があること
 - ウ イの調査を行う間、当該許可所持者に当該許可に係る銃砲刀剣類を保管させておくことが適当でない認められること
- である。
- (2) 法第13条の3第1項中の「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形力の行使を指す。
- (3) 法第13条の3第1項中の「物」には、提出命令の対象となる許可所持者以外の者の所有物に限らず、当該許可所持者の所有物及び無主物も含まれる。
- (4) 公安委員会は、許可所持者が欠格事由に該当しないことが明らかとなった場合又は銃砲刀剣類を保管した日から起算して30日を経過した場合は、公安委員会に帰責されない事由により返還できない場合を除き、保管した銃砲刀剣類を速やかにその者に返還する義務を負う。
- (5) 調査の結果、許可所持者が欠格事由に該当することが明らかとなったときは、既に保管している銃砲刀剣類を法第11条第7項の規定により引き続き仮領置することとなるので、当該銃砲刀剣類をいったん返還する必要はない。
- (6) 許可所持者が、法第13条の3第1項又は第3項の規定による提出命令に応じない場合には、許可取消処分（法第11条第1項第1号に該当）及び罰則（法第35条第3号及び第4号）の対象となる。
- なお、許可所持者がそれらの提出命令に応じない場合に、有形力を行使して銃砲刀剣類を提出させることはできないので留意すること。
- (7) 提出命令は、行政手続法第13条第2項第1号に該当するため、聴聞又は弁明の機会の付与を行う必要はない。
- なお、提出命令に際しては、行政不服審査法第57条に規定する不服申立てに関する手続及び行政事件訴訟法第46条に規定する取消訴訟に関する手続について教示すること。

2 運用上の留意事項

(1) 仮領置の適用

前記第3の1(1)の各要件を満たす場合であっても、法第11条第7項の仮領置を行える場合は積極的に仮領置を行うこと。

(2) 保管書の交付

保管は、規則第97条に基づく別記様式第79号の保管書（別添1。以下「保管書」という。）を交付して行うこと。交付に当たっては、提出者に対し、返還の際に保管書の提出が必要となるので、当該保管書を大切に保管すべき旨告知すること。

(3) 保管物件の保管及び管理

保管に際しては、提出された銃砲刀剣類の状態を確認し、損傷等がある場合には、保管書中の「保管物件の種類及び特徴」欄に確実に記載すること。

また、保管した銃砲刀剣類は、廃棄依頼に係る銃砲刀剣類と混同したり、損傷させたりすることがないように適切に管理すること。

(4) 調査の実施

保管の期間は、最長30日間と限られていることから、受診命令、照会その他の方法を活用して迅速かつ的確な調査に努めること。

(5) 保管物件の返還

返還に当たっては、保管書及び規則第98条に基づく別記様式第41号の受領書（別添2。以下「受領書」という。）と引換えに行い、所持許可証等を提示させるなど、十分な本人確認を行うこと。

なお、許可所持者が行方不明であるなどの理由により銃砲刀剣類を返還できない場合は、引き続き当該銃砲刀剣類を管理し、返還が可能となった時点で返還すること。

(6) 受領書の記載事項

受領書を徴する際は、受領日、受領者の住所、氏名及び電話番号その他の連絡先並びに受領した銃砲刀剣類の種類及び特徴の記載漏れや誤りがないことを確認すること。

なお、当該受領書は、仮領置及び一時保管に係る銃砲刀剣類等を返還する場合についても準用すること。

(7) 仮領置への移行

既に保管している銃砲刀剣類を引き続き仮領置する場合には、規則第39条に基づく別記様式第39号の仮領置書（別添3。以下「仮領置書」という。）を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合において、次の事項に留意すること。

ア 仮領置書中の「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。

イ 当該銃砲刀剣類に係る保管書控中の「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。

なお、銃砲刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控中の「処理結果」欄に記載すること。

第4 公安委員会に対する申出

1 解釈

(1) 法第29条第1項中の「同居する者」とは、同一の住居で日常生活を共にしている者で親族には限られないが、「同居」とは法第5条第5項の「同居の親族」と同じ概念である。

具体的には、同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にしている、全くの別世帯とみなされるものは同居とは認められないが、家計は別でも食事や入浴等は共にしている等、共同生活の実態がある場合には同居と認められると考えられる。

(2) 法第29条第1項中の「付近に居住する者」とは、申出の対象者の近くに居住する者をいい、その範囲は社会通念により判断される。

(3) 法第29条第1項中の「勤務先が同じである者」とは、通常勤務している場所が同じである者をいう。ただし、申出制度の趣旨が自らの身近に銃砲刀剣類所持者がいることに係る不安感の解消等にあることにかんがみれば、例えば、同一の建物内にある別会社に勤務している場合や、同一の会社法人であるが支店が異なる場合は、「勤務先が同じ」には当たらないと考えられる。

(4) 法第29条第1項中の「他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺するおそれがあると思料する」とは、銃砲又は刀剣類を所持させることにより、他人の生命、身体、財産や公共の安全に対する脅威を与えること又は自殺のおそれがあると思料する事情があれば足り、欠格事由に該当することについて、客観的、合理的な根拠があることを必要とする趣旨ではない。

(5) 申出は、許可を受けて銃砲刀剣類を所持する者に係るものに限られず、例えば、指定射撃場の設置者又は管理者等許可を受けずに銃砲刀剣類を所持する者に係るものも含まれ得る。

(6) なお、申出とは、進んで言って出る行為を意味することから、例えば、警察が調査をした際に聴取した不適格者に関する情報のすべてが法第29条の規定による申出に該当するわけではない。調査の際に聴取した情報について

は、情報が提供された際の経緯に着目し、積極的に情報が提供された場合にはその他の要件を満たせば申出に該当すると認められる。また、そうでない場合でも、住民から申出として処理してほしいとの意思があるか否かにより判断することとする。

2 警察安全相談や苦情の申出との関係

銃砲刀剣類を所持する者に関し、警察に対して提供される情報は、必ずしも法第29条の規定による申出である旨を明示した形で警察に寄せられるわけではなく、警察安全相談や警察法第79条の苦情の申出等の形でなされることも想定される。

そこで、これらの相談や苦情の申出等への対応に際しては、提供された情報の内容を実質的に判断し、法第29条の規定による申出に該当するものであれば、同条に従った適切な処理を行うこと。

3 申出の方法

申出の方法については、国民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことがその制度の趣旨にかなうものであり、文書、口頭その他適当な方法により、申出を行うことができるものとし、様式の如何にかかわらず、その内容全体から判断して申出に該当すると認められるものは、申出として受け付けること。

(1) 法第29条の規定に基づき、文書により申出を行おうとする者には、次に掲げる事項を記載した申出書を提出させること。

ア 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先

イ 申出の対象者の氏名等人定に関する事項

ウ 申出の趣旨

エ その他参考となる事項

(2) 口頭による申出を受け付ける場合には、上記の事項を聴取するよう努めること。

(3) そのほか、全体の内容からして申出に該当するものであれば、電子メール、ファクシミリその他適当な方法による申出も受け付けること。□□

4 申出の手続

(1) 受付の体制

銃砲刀剣類所持の許可権限が公安委員会にあることから、公安委員会をあた先としているが、できる限り住民にとって申出をしやすい環境を整備することにより、不適格者に関する情報を早期に把握し銃砲刀剣類による危害を防止するため、警察本部及び警察署はもちろんのこと、交番、駐在所等に対してなされたものであっても、法第29条の規定による申出として取り扱うこと。

(2) 公安委員会に対する報告

生活安全企画課長は、自ら直接受け付けた申出のほか、警察本部の他の所属や警察署（交番、駐在所を含む。）において受け付けた申出すべてについてその整理に当たるとともに、速やかに公安委員会に対する報告を行うものとする。ただし、定型的な処理、その他迅速に処理すべき申出については、栃木県公安委員会苦情処理規程（平成13年栃木県公安委員会規程第4号）第4条の規定に準じて、調査及びその結果を踏まえた措置を講じ、その結果の報告と併せて受理の報告を行うものとする。

(3) 申出を受理した場合は、警察安全相談取扱要綱（平成19年3月26日付け栃広第2号例規通達）に定める警察安全相談記録簿（以下「相談簿」という。）を作成し、相談簿の受理番号欄には、生活安全企画課で保管する銃砲刀剣類関係申出管理簿（別記様式第14号）の一連番号を記入すること。

(4) 生活安全企画課長は、前記銃砲刀剣類関係申出管理簿（別記様式第14号）に必要な事項を記入するとともに、銃砲刀剣類関係申出受理票（別記様式第15号）を作成の上、整理保管すること。

(5) 申出を受理した警察本部内の所属長及び警察署長（以下「所属長等」という。）は、生活安全企画課長に申出書や相談簿を速やかに送付すること。

(6) 警察署にあっては、整理に当たった申出に係る情報のうち、調査を行った結果、その事実がないと分かったものを除き、申出を受け付けた日時、申出対象者の住所地を管轄する警察署名及び申出の概要を100字以内で、栃木県警察銃砲登録管理システムに登録すること。

なお、登録に当たっては、当該対象者が所持するすべての銃砲の記事欄に上記内容の記載をすること。

5 申出の処理

(1) 事実関係の調査

申出に関係する所属長等は、速やかに申出内容に係る事実関係について必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を講じること。

(2) 調査結果、措置の報告

調査及び措置を行った所属長等は、速やかに銃砲刀剣類関係申出処理結果票（別記様式第16号）を作成の上、必要な関係書類を添付し、生活安全企画課長を経由して警察本部長に報告すること。

(3) 必要な調査

「必要な調査」とは、申出の内容により異なるものの、例えば、

ア 申出を行った者から、申出の詳細な内容等を聴取すること

イ 申出の対象となった者の粗暴な言動が問題となっている場合に、近隣住民

や、必要に応じて家族から平素の振る舞いについて聞き取り調査を行うこと
(法第13条の2)

ウ 申出の対象となった者がアルコール中毒者の疑いがある場合に、病院への
照会を行うこと(法第13条の2)

エ 申出の対象となった者が自殺をするおそれがある場合に、必要に応じて本
人に病院への通院の有無等を報告させること(法第13条の2)
等が考えられる。

また、「適当な措置」とは、申出に対する調査の結果により異なるものの、
例えば、

ア 許可銃や実包等を保管委託するよう行政指導を行うこと

イ 許可に条件を付すこと(法第4条第2項)

ウ 危害予防上必要な措置を執るよう指示すること(法第10条の9)

エ 立入検査を行うこと(法第10条の6第2項)

オ 許可を取り消すこと(法第11条)

カ 銃砲刀剣類の提出を命じ、これを保管すること(法第13条の3第1
項)

等が考えられる。

(4) 調査及び措置状況の公安委員会に対する報告

必要な調査及びその結果を踏まえた措置状況(適当な措置が終わっていな
い場合にあってはその経過)についての公安委員会に対する報告については、
生活安全企画課長が行うこと。

(5) 処理結果の通知

公安委員会からの申出人に対する回答は義務付けられているものではない
が、申出人に対して調査の結果を通知することが適当な場合もあり得ると考
えられる。したがって、個別具体的な事例に即し、申出の対象者や調査に協
力した者等の信用、名誉及びプライバシー等への配慮の必要性や通知した場
合の影響等を総合的に勘案し、処理結果の通知について適切に判断すること。

6 申出が他の都道府県公安委員会になされた場合の取扱い

法第29条の規定による申出が、誤って他の都道府県公安委員会に対してさ
れたときは、当該申出を受けた公安委員会は、当該申出者に対して管轄公安委
員会を教示の上、改めて管轄公安委員会に申出をしてもらうこととなるが、申
出処理の円滑化を図るために、当該申出の処理に当たる管轄公安委員会に対し、
当該申出について連絡すること。

7 申出に係る情報の取扱い

申出を行った事実が申出の対象者等に知られ、新たなトラブルが発生するこ

とがないよう、申出人の氏名その他その特定に資する事項に係る情報の取扱いには慎重を期すこと。

8 その他

- (1) 申出の対象者が「同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲刀剣類を所持するもの」に該当しない場合や、匿名のためにこの要件に該当するかが判断できない場合には、当該申出は法第29条の規定による申出には該当しない。しかし、このような場合であっても、銃砲刀剣類所持者の不適格性に関する情報については、法第29条の規定による申出に準じ誠実に処理すること。
- (2) 申出は、必ずしも警察本部や警察署（交番及び駐在所を含む。）になされるわけではなく、街頭活動を通じてなされることも想定されることから、法第29条に規定する申出制度の趣旨、概要、手続等について、地域警察部門を含む部下職員全員に対し必要な教養を行うこと。
- (3) 法第29条に規定する申出制度の実効性を高めるため、ミニ広報紙等の各種広報媒体を活用した積極的な広報活動を行い、申出制度の存在や申出方法について県民への周知徹底を図ること。